

令和 7 年度 市有地売却
一般競争入札要領



Midori City

みどり市総務部財政課
TEL 0277(76)0963

目 次

I	売却物件一覧	1
II	市有地売却(一般競争入札)の流れ	2
III	入札参加申込みについて	
1.	申込資格	4
2.	申込方法	5
3.	申込受付期間	5
4.	申込先	5
5.	留意事項	6
IV	入札執行について	
1.	入札日時	7
2.	入札会場	7
3.	入札当日にお持ちいただくもの	7
4.	入札書の記入方法	7
5.	入札執行の流れ	7
6.	無効となる入札	8
V	契約締結について	
1.	契約の締結	9
2.	契約締結期限	9
3.	契約締結時にお持ちいただくもの	9
4.	売買代金の納付	9
VI	所有権の移転について	
1.	所有権の移転時期	10
2.	所有権移転登記に必要なもの	10

3. 登記済関係書類の引渡し	10
VII その他	
1. 契約にかかる費用	10
VIII 各種様式	
入札参加申込書	11
誓約書(入札参加申込みに関するもの)	12
誓約書(暴力団非該当に関するもの)	13
委任状	14

I. 売却物件一覧

物件番号	所在	地目	登記面積 (m ²)	実測面積 (m ²)	最低売却価格
1	笠懸町阿左美 3418-5	宅地	153.70	153.70	2,536,000 円
2	笠懸町鹿 2423-6	雑種地	987.00	995.38	18,614,000 円
3	大間々町大間々706-1	宅地	265.61	265.61	4,451,000 円
4	大間々町大間々1282-2	宅地	909.12	909.12	11,578,000 円
5	大間々町大間々1198-7、 1198-10、1199-8、1199-15	宅地	363.04	363.26	5,088,000 円
6	笠懸町鹿 4202-1	雑種地	1,299.00	1,286.31	21,610,000 円
7	大間々町桐原 1023-4、 1024-2	宅地	464.51	464.61	8,471,000 円

II. 市有地売却(一般競争入札)の流れ

一般競争入札とは、1つの物件に多数の購入希望者を募った上で、みどり市が設定する最低売却価格以上で最高価格の札を入れた方を売却の相手として決定する方法です。

1 要領の配布

- 入札に参加される方は、要領を必ずご確認いただき、内容について了承いただいた上で、手続を行ってください。

配布開始日

令和8年1月19日(月)から

配布場所

みどり市総務部財政課(笠懸庁舎2階)

※市ホームページからダウンロードすることも可能です。



2 物件の確認

- 現状有姿での売却となりますので、お申込みを検討される場合は、必ず事前に現地の状況を確認してください。なお、本要領に記載がある事項と現状に差異がある場合は、現状が優先されます。



3 入札参加申込み

- 参加申込書を持参又は郵送により提出。郵送の場合、令和8年2月13日(金)午後5時必着。
- 申込締め切り後に審査を行い、審査結果を郵送します。また、適格者には「入札参加資格者証」、「入札書」を同封します。

申込受付期間

令和8年1月19日(月)から

令和8年2月13日(金)まで

午前9時から午後5時まで

※土日祝日を除く



4 入札執行

- 入札開始時間の10分前までに、受付場所にお越しください。
- 「入札参加資格者証」及び封印した「入札書」をお持ちください。

入札日時

令和8年2月18日(水)

午後2時00分から

入札会場

みどり市役所笠懸庁舎第1会議室



5 契約締結

- 契約締結期限までに契約を締結していただきま
す。

契約締結期限

令和8年2月27日(金) 午後5時まで

6 売買代金納付

- 売買代金は落札金額の全額を一括で納めていただ
きます。

売買代金納付期限

令和8年3月19日(木)まで

7 所有権移転登記及び登記済関係書類の引渡し

- 所有権移転登記はみどり市が行います。
- 登記完了次第、速やかに関係書類をお渡しします。

登記済関係書類引渡し

売買代金納付後、1か月程度

III. 入札参加申込みについて

1. 申込資格

入札参加申込者は、以下の①～⑥に該当する方を除く、個人及び法人とします。ただし、申込みは世帯及び法人※¹単位とし、同一物件に重複して申込みをすることはできません。なお、落札者が第三者に権利を譲渡することはできません。

- ① みどり市暴力団排除条例(平成24年みどり市条例第12号)第2条に定める暴力団並びにその暴力団員
- ② 誓約書(暴力団非該当に関するもの)を提出しない方
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項から第11項に定める風俗営業等及びその他これらに類する業への使用を目的とする方
- ④ 市区町村民税等の滞納がある方
- ⑤ 市有地売却一般競争入札参加に伴う誓約書を提出されない方
- ⑥ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する方

※1 法人登記事項証明書に記載される個人は当該法人と同一とみなします。

(地方自治法施行令第167条の4)

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2. 申込方法

「入札参加申込書」に次の書類を添えて、下記申込先まで持参又は郵送してください。また、提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

個人 ※3	誓約書(一般競争入札に関するもの)	1部
	誓約書(暴力団非該当に関するもの)	1部
	住民票(世帯全員) ※1	1部
	印鑑証明書	1部
	委任状 ※2	1部
法人	誓約書(一般競争入札に関するもの)	1部
	誓約書(暴力団非該当に関するもの)	1部
	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	1部
	印鑑証明書	1部
	委任状 ※2	1部

※1 個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。本籍・続柄は省略可とします。

※2 代理人が入札参加申込みや入札等をする場合に提出してください。

※3 共有名義でお申込みの場合は、構成者全員分の書類が必要となります。

(注)添付書類は、発行日から3か月以内のものをご提出ください。

3. 申込受付期間

令和8年1月19日（月）から 令和8年2月13日（金）まで

午前9時から午後5時まで

※ 土日祝日を除く

4. 申込先

みどり市 総務部 財政課

〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地 みどり市役所笠懸庁舎 2階

TEL : 0277-76-0963 FAX:0277-76-2449

5. 留意事項

- (1) 事前に現地を確認の上、現地の状況、本要領の内容、法令に基づく規制、入札条件、契約条件、契約事項を十分に認識し、全て了解された上で申込みをしてください。
- (2) 申込みに必要な書類の作成及び提出にかかる費用は、申込者の負担となります。
- (3) 提出後の書類の差し替え又は再提出は認めません。
- (4) 現状有姿での引渡しになりますので、実際に現地をご覧になり、本案内書に記載のない事項についてもご自分で調査の上、現地の状況等を確認してください。
- (5) 民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が土壤汚染、地盤沈下、地下埋設物等を含め、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合でも、みどり市は担保責任を負いません。
- (6) 地盤調査、地質調査等は実施しておりません。必要な場合は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。
- (7) 現地の境界内や境界付近の工作物等は、所有権移転登記後に買受人が(必要に応じて隣接地権者と協議の上)処理してください。
- (8) 各境界付近の取扱いについては、所有権移転登記後、買受人が各隣接地権者と直接協議してください。
- (9) 本案内書の物件は全て事前に測量済みです。引渡し後の買受人の実測により面積が異なった場合も、売買代金の精算はいたしません。
- (10) 土地の分筆、地図(法務局の公図)訂正、地積更正等は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。
- (11) 物件調書の内容は、調査時点における一般的な調査内容を記載しているもので、現況と異なる場合があります。必ずご自分で現地や各規制を確認してください。
- (12) 本要領の内容について、現状と異なる事項があった場合、現状を優先します。

IV. 入札執行について

1. 入札日時

令和8年2月18日(水) 午後2時00分から

物件ごとに入札開始時間が異なります。入札開始時間の10分前までに会場にお越しください。

2. 入札会場

みどり市役所笠懸庁舎第1会議室

3. 入札当日にお持ちいただくもの

- (1)入札参加資格者証
- (2)入札書 ※封印したもの
- (3)印鑑 ※申込み時に提出した印鑑証明書と同一の印鑑(代理人の方の場合は、委任状に押印した印鑑)をご用意ください。
- (4)身分証明書(官公署の発行した写真入りのもの)
- (5)委任状 ※代理人が入札する場合又は共有名義の申込みで、連名者に入札を委任する場合に必要です。

4. 入札書の記入方法

入札書は所定の様式をご使用いただきます。下記方法に従い、入札書をご用意ください。

- (1)入札書には、入札者の住所氏名を記入の上、押印してください。
- (2)入札金額は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- (3)入札金額は、千円単位とします。
- (4)入札書は、封筒に入れ封印してください(セロハンテープは不可)
- (5)封筒に次の事項をボールペン等で記載してください。
 - ・入札する物件番号
 - ・入札する土地の所在
 - ・入札者の住所・氏名
 - ・入札日(令和8年2月18日)

5. 入札執行の流れ

① 入札の受付

受付にて、「入札参加資格者証」をご提出ください。なお、入札参加資格者は、「入札参加資格者証」を受けた方(又はその代理人)です。代理人が入札する場合は、委任状も一緒に提出してください。

② 入札

執行者の指示に従い、順次入札書をご提出ください。なお、一度提出した入札書の書換え、変更、取消はできません。

③ 開札

入札後、直ちに入札者立会いのもと実施します。その際、入札された方全員の氏名、金額を読み上げ、落札者がある場合は、落札者の氏名、落札金額を宣言します。落札者は、みどり市が定める最低売却価格以上かつ最も高い価格で入札した方とします。

④ くじ引き

落札者となるべき価格で入札した方が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。なお、くじ引きを辞退することはできません。

※入札妨害等、担当職員の指示に従わなかった方は、即刻入札会場から退出していただき、その方の入札の権利と入札自体を無効とします。

※入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるとときは、入札執行を中止、又は延期する場合があります。

6. 無効となる入札

- (1)入札参加資格がない者が入札したとき
- (2)指定の時刻までに入札書を提出しなかったとき
- (3)所定の入札書以外で入札したとき
- (4)郵便により入札したとき
- (5)予定価格を下回る額で入札したとき
- (6)入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2通以上の入札をしたとき
- (7)他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人として入札したとき
- (8)入札書に入札者又はその代理人に記名押印がないとき
- (9)入札金額の記載に訂正があるとき
- (10)代理人が入札する場合において、入札書に委任状の代理人使用印と異なる印鑑が押印されているとき
- (11)主要事項(入札金額、入札者並びにその代理人の住所及び氏名をいう。次号において同じ)の記載が明確でないとき、又は漏れているとき
- (12)鉛筆やシャープペンシルなどの訂正の容易な筆記用具により主要事項が記載されているとき
- (13)入札者が協定して入札をしたとき、その他入札に関し不正の行為があったと認められるとき
- (14)入札関係職員の指示に従わないなど、入札会場の秩序を乱したとき

V. 契約締結について

1. 契約の締結

落札者は、下記契約締結期限を遵守の上、契約を締結していただきます。期限までに契約を締結されない場合、落札者の資格が失われます。また、契約締結期限の延長はいかなる場合も認められません。

2. 契約締結期限

令和8年2月27日(金) 午後5時まで

3. 契約締結時にお持ちいただくもの

- (1)印鑑 ※申込み時に提出した印鑑証明書と同一の印鑑
- (2)身分証明書(官公署の発行した写真入りのもの)
- (3)収入印紙(売買代金に応じた額分) ※金額は次ページをご参照ください。

4. 売買代金の納付

売買代金は令和8年3月19日(木)までに指定の納付書で納めてください。期限までに納めていただけない場合、当該契約は無効となります。

※売買代金の分割納付はできません。

VI. 所有権の移転について

1. 所有権の移転時期

契約された物件の所有権は、売買代金を全額納付いただいた後、みどり市から契約者へ移転します。なお、所有権移転登記には、1ヶ月程度時間をいただきます。

2. 所有権移転登記に必要なもの

- ・売買代金の納付書の写し(金融機関の領収印が押されたもの)
- ・登録免許税額分の収入印紙
※金額は下記(契約にかかる費用)をご参照ください。
- ・印鑑 ※申込み時に提出した印鑑証明書と同一の印鑑

3. 登記済関係書類の引渡し

市が所有権移転登記を行い、登記済関係書類ができ次第、契約者にお渡しします。なお、お渡しする際に受領印をいただく必要があることから、印鑑をお持ちください。

VII. その他

1. 契約にかかる費用

所有権移転登記までに以下の費用(売買代金を除く)が必要になります。

○印紙税額(収入印紙)

契約金額	税額(収入印紙)
1万円以上50万円以下のもの	200円
50万円を超える100万円以下のもの	500円
100万円を超える500万円以下のもの	1千円
500万円を超える1千万円以下のもの	5千円
1千万円を超える5千万円以下のもの	1万円
5千万円を超える1億円以下のもの	3万円

○登録免許税

$$\begin{aligned} & \text{(入札物件の近傍類似地の固定資産評価額(1m}^2\text{あたりの単価}) \times (\text{入札物件の面積}) \times 0.015} \\ & = \text{税額(100円未満切捨て)} \end{aligned}$$

入札参加申込書

令和 8 年 月 日

(あて先) みどり市長

令和 8 年 2 月 18 日(水)に執行される市有地売却一般競争入札への参加を申込みます。

また、共有の場合は、申込者を代表者として入札に係るすべての行為を行います。

申込者 (代表者)	氏名 (又は法人名及び代表者名)	実印	
	住 所		〒
	電話番号		
連名者 ※共有名義を 希望する場合	氏名 (又は法人名及び代表者名)	実印	
	住 所		〒
	電話番号		

【入札参加希望物件】

物件番号	土 地 の 所 在

【利用計画】 ※入札参加希望物件の具体的な利用計画や目的を記入してください。

.....

..... ※以下の欄は記入しないでください。

入札参加資格者証

令和 8 年 月 日

氏名 _____ 様

物件番号	
------	--

令和 8 年 2 月 18 日(水)に行われる市有地売却一般競争入札への参加申込み
を受理しました。

なお、入札時はこの入札参加資格者証が必要となりますので、入札当日に必ずお持ちください。

受付印

誓 約 書

令和 8 年 月 日

(あて先) みどり市長

住 所

氏 名

(又は法人名及び代表者名)

実印

私は、市有地売却一般競争入札の参加に伴い、下記の事項について、誓約し確約いたします。

記

- 1 下記の事項に該当しないことを誓約します。また、今後、下記の事項に該当する事実が明らかになった場合は、入札を無効にされ、又は契約を解除されても、異議・苦情等を申し立てません。
 - (1) みどり市暴力団排除条例(平成 24 年みどり市条例第 12 号)第 2 条に定める暴力団並びにその暴力団員
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項から第 11 項に定める風俗営業等及びその他これらに類する業への使用を目的とする者
 - (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当する者
- 2 売払い物件、「令和 7 年度市有地売却一般競争入札要領」の内容、及び一般競争入札、売払い方法等の説明をすべて承知の上、申込みますので、後日これらの事柄について違反したり、みどり市に対し異議、苦情等を申し立てません。
- 3 売払い物件の現状有姿での引渡しを了承し、売買契約締結後は当該土地について一切の責任を負い、隣接地付近の塀(ブロック塀、フェンス、基礎など)、電柱、電話柱、支線、支柱、道路標識、カーブミラー、消火栓柱、その他工作物、ゴミ集積場所、悪臭、隣接地権者とのトラブルなどに対して、及びこれらを原因として自身または第三者に生じた損害に対して、自身の責任と費用で対処処理し、みどり市に対し異議・異論・苦情等を申し立てず、また売買代金の返還減額、損害賠償の請求、契約の解除等を要求しません。

誓 約 書

令和 8 年 月 日

(あて先) みどり市長

住 所

氏 名

実印

(又は法人名及び代表者名)

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、警察署に照会することについて承諾します。

記

1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

※この様式に記載された個人情報は、暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

委任状

令和 8 年 月 日

(あて先) みどり市長

【申込者・委任者】

住 所 _____

ふりがな

氏 名

(又は法人名及び代表者名)

実印

私は、次の者を代理人と定め、市有地売却に関する一切の権限を委任します。

【代理人・受任者】

住 所 _____

ふりがな

氏 名

印

1 申請物件

物件番号	所在	地目